

青森県報

第三千五百八号

平成二十四年
三月二日
(金曜日)

目次

規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則… (環境政策課) … 一
青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則… (河川砂防課) … 一

告 示

生活保護法による施術者の指定… (健康福祉課) … 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定… (同) … 二
障害福祉サービス事業者の指定… (障害福祉課) … 二
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定… (同) … 三
技能検定試験の施行… (労政・能力開発課) … 三
右 同… (同) … 四
証紙売りさばき人の指定… (会計管理課) … 五
平成二十四年度調理師試験の実施について… (保健衛生課) … 五

規

則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

青森県規則第三号

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則(平成十二年六月青森県規則第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号イ中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則(平成十四年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第七条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告

示

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指定年月日
吹田 満里子	弘前市大字富田二丁目一の五	平成西・一九

青森県告示第百四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
アポテック根城店	八戸市根城五丁目一の五	平成三・八一
一番町薬局	八戸市一番町二丁目三の七	" "
百石調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九の三	" "
五戸調剤薬局	三戸郡五戸町字正場沢三の四	" "
五戸東薬局	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三四の一	" "
あおもりデンタルケア	八戸市売市四丁目五の一九	三・八七
下川歯科	八戸市大字十六日町二三	三・八五
イオン薬局七戸十和田駅前店	上北郡七戸町字荒熊内六七の九九	三・九一

津島歯科

あずまデンタルクリニックス

あこつ歯科医院階上歯科診療所

橋本歯科医院

橋本耳鼻科クリニック

谷地薬局

サカエ薬局弥生

クオール薬局弘前店

伊東内科・小児科クリニック

ルナ調剤薬局

湊谷歯科診療所

鳴海外科医院

根城よしだ歯科

小川歯科

こころ薬局

ひまわり薬局田町店

五所川原市字大町九

平川市柏木町東田三三三の八

三戸郡階上町大字道仏字榊山一の一

上北郡横浜町字寺下二二の一

八戸市湊高台五丁目二の八

八戸市大字河原木字神才二二の二

五所川原市字弥生町一八の三

弘前市大字五所字野沢三九の二五

弘前市大字元長町一六

弘前市大字元長町一一の二二

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一三六の八

三沢市幸町一丁目二の一五

八戸市根城九丁目四の七

上北郡七戸町字七戸三三四の五

八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二

五所川原市字田町四の一

三・五三〇

三・一〇一

三・一〇三

三・一一一

三・九一

三・八八

三・九一

三・一〇一

三・一一一

"

三・一〇一

"

三・九一

三・一一一

三・一一一

三・一一一

"

青森県告示第百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービス	障害福祉サービスを行う事業者		

社会福祉法人至誠会	十和田市大字大不動字山中二二の	生活介護	障がい者支援施設一誠園	上北郡七戸町字後平五九七の一	平成二四・三・一
社会福祉法人至誠会	十和田市大字大不動字山中二二の	短期入所	障がい者支援施設一誠園	上北郡七戸町字後平五九七の一	"
社会福祉法人至誠会	十和田市大字大不動字山中二二の	施設入所支援	障がい者支援施設一誠園	上北郡七戸町字後平五九七の一	"
社会福祉法人愛和会	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上〇一の二八	就労継続支援B型	ゆきあいの里	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上〇一の二八	"

青森県告示第百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	相談支援事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人北心会	十和田市西二二一番町六の一四	指定相談支援事業所「ほほえみ」	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	十和田市西二二一番町二一の二二	平成二四・三・一	"
社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町字立野頭一三九の一	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町字立野頭一三九の一	"	"	"

青森県告示第百四十九号

平成二十四年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

- 造園、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作业）、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備、建設機械整備、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾

2 三級

- 造園、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾

3 単一等級

- 塗料調色

二 実施期日

- 1 実技試験は、平成二十四年六月四日（月）から同年九月九日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十四年七月二十二日(日)に実施する職種

三級

造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成二十四年八月十九日(日)に実施する職種

一級及び二級

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

(三) 平成二十四年八月二十六日(日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ

(四) 平成二十四年九月二日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、電気機器組立て、仕上げ、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

(2) 単一等級

塗料調色

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十四年四月九日(月)から同月十八日(水)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八 五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第百五十号

平成二十四年度全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 随時三級

さく井、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製地下工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工、ウエールポイント施工、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋

塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装

二 実施期日

実技試験及び学科試験は、平成二十四年四月一日(日)から平成二十五年三月三十一日(日)までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所

実技試験及び学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限

随時受け付けをする。

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて交付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八

五五六一)へ問い合わせること。

~~~~~

青森県告示第百五十一号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十四年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市中央一丁目二二の五

青森市職員生活協同組合

二 指定年月日

平成二十四年二月二十三日

三 売りさばき場所

青森市柳川二丁目一の

雑 報

平成24年度調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

平成24年 3月 2日

社団法人調理技術技能センター

理事長 松 田 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成24年8月18日(土曜日)午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

青森県立保健大学(青森市大字浜館字間瀬58の1)

2 受験申請書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成24年4月23日(月曜日)から同年6月7日(木曜日)まで

(2) 配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課

県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室

社団法人調理技術技能センター

3 受験申請書の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

平成24年4月23日(月曜日)から同年6月7日(木曜日)まで

(2) 同日消印有効)

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階

社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

(2) 団体窓口受付(5名以上で、電話連絡が必要)

平成24年5月7日(月曜日)から同年6月4日(月曜日)までの平日の午前9

時から午後5時まで

社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学

資格を有する者(中学校卒業以上の者)

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は

厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上

かつ1日6時間以上)に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

平成24年9月24日(月曜日)

(2) 掲示場所

社団法人調理技術技能センター掲示版

青森県庁東側掲示版及び県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示版

(3) ホームページ

社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

7 問い合わせ先

(1) 社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03(3667)1815

(2) 青森県健康福祉部保健衛生課

電話 017(734)9213

(発行所・発行人)  
青森県報社 青森県青森市第一番一丁目一番一  
号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二十番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭